

令和6年第3回神栖市教育委員会定例会議事録

1 招集日時 令和6年3月27日(水曜日)午後4時00分

2 招集場所 神栖市役所5階 501会議室

3 出席者 教育長 木之内 英一
教育委員 本間 敏夫
教育委員 井上 剛
教育委員 井口 久恵
教育委員 鈴木 伸洋

4 欠席委員 なし

5 教育長、教育委員以外の出席者

(事務局)

教育部長	佐々木 信	教育総務課長	岡野 康宏
学務課長	保立 純子	教育指導課長	大槻 憲永
スポーツ課長	實川 芳成	中央公民館長	大津 康彦
矢田部公民館長	幸保 文子	若松公民館長	菅谷 直美
はさき生涯学習センター館長	櫻井 俊吾	波崎教育事務所長	高橋 寿弥
中央図書館長	渡邊 丈夫	歴史民俗資料館長	大内 広美
第一学校給食共同調理場長	寄山 隆		
第二学校給食共同調理場長	丸山 美智子		
第三学校給食共同調理場長	野口 かおる		

教育総務課長補佐	石毛 正樹
教育総務課主査	野中 祐子
教育総務課主幹	人見 由香

6 案 件

- 日程第 1 会議録署名委員及び会議録作成書記の指名
- 日程第 2 議案第 16 号 神栖市立学校における学校運営協議会に関する規則
- 日程第 3 議案第 17 号 神栖市立学校管理規則の一部を改正する規則
- 日程第 4 議案第 18 号 神栖市神栖みんなのギャラリー使用要項の一部を改正する告示
- 日程第 5 議案第 19 号 神栖市文化協会事業費補助金交付要項の一部を改正する告示
- 日程第 6 議案第 20 号 神栖市教育センターの設置、管理及び職員に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第 7 議案第 21 号 神栖市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則
- 日程第 8 議案第 22 号 工事計画の策定について
6 柳川小学校キュービクル更新工事
- 日程第 9 議案第 23 号 神栖市教育委員会職員の分限処分（休職）について
- 日程第 10 議案第 24 号 神栖市教育委員会職員の退職の承認について
- 日程第 11 議案第 25 号 神栖市教育委員会職員の人事について
- 日程第 12 諸般の報告

7 議事の概要 開 会 午後4時00分
 閉 会 午後5時00分

(1) 会議録署名委員及び会議録作成書記の指名

会議録署名委員 鈴木委員

会議録作成書記 教育総務課長補佐 石毛

(2) 議 事

教育長 令和6年第3回神栖市教育委員会定例会の開会を宣言する。

教育長 本日の日程において、日程第9 議案第23号ないし日程第11 議案第25号については、人事案件であるため、神栖市教育委員会会議規則第12条に基づき、会議を公開しないことについて賛成委員の挙手を求める。

(出席委員 全員挙手)

教育長 出席委員全員賛成のため、日程第9 議案第23号ないし日程第11 議案第25号については会議を公開しないことと決定する。

教育長 日程第1 会議録署名委員に鈴木委員、会議録作成書記に石毛教育総務課長補佐を指名する。

教育長 日程第2 議案第16号 神栖市立学校における学校運営協議会に関する規則及び 日程第3 議案第17号 神栖市立学校管理規則の一部を改正する規則は関連議案であるため一括して議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。

文化スポーツ
課長 議案第16号及び議案第17号について、提案理由、内容を説明する。

教育長 議案第16号及び議案第17号について、質疑を求める。

教育委員 令和6年4月からどの学校で始まるのか。

文化スポーツ
課長 深芝小学校と神栖第一中学校の2校である。

- 教育委員 第3条に委員は10名以内となっているが、現在の学校評議員制度だと構成員は5名程度と認識している。
10名は多いと思うがどうか
- 文化スポーツ
課長 第3条の委員の数については各学校の地域差は当然あるものと考えており、すべての小中学校で10名の委員は想定していない。概ね7名ぐらいは見込んでおきたいと考えている。
- 教育委員 同じく第3条で委員の構成として、運営に資する活動を行うものとあるが具体的にどういった方を想定しているか
- 文化スポーツ
課長 具体的にはPTA役員や、おやじの会の方々を想定している。
- 教育長 第4条第1項の任期についての解釈で、一度辞めた人が一定期間を経て再度委員になることは可能か
- 文化スポーツ
課長 この条文は最大で6年間委員となることを規定したものである。
現在のところ、辞めるというのは想定はしていないが、一度離れた方が、再度着任することも当然に考えられる。
- 教育委員 第10条について、学校方針を定めて協議会の承認を得るとあるが、4月1日からの学校運営に関して協議会の承認を得られるものなのか
- 文化スポーツ
課長 委員ご指摘の通り、学校運営方針の承認というのは当協議会の柱であるが、令和6年度については委員の委嘱がこれからであるので、協議会の開催が遅れてしまうことはある。
しかし2年目以降はすでに委員の委嘱が済んでいるので学校にもよるが、4月上旬には会議の開催が可能であると考えている。

- 教育委員 第12条2項で任用に関して意見を述べるができることあるが、具体的にはどのようなことなのか
- 文化スポーツ課長 学校の運営方針に見合う人材を要望してはどうか、例えば英語教育に資する人を配置して欲しいなどの要望であり、決してマイナスな意見を要望するものではない。
- 教育委員 学校評議員については学校管理規則に示されているが、今回の学校運営協議会についても一項目入れた方が良いと思うがどうか。
- 文化スポーツ課長 学校運営協議会において新たに規則を制定するにあたり、議案第17号において学校評議員制度とともに網羅できるような改正を行っているところである。
- 教育委員 すべての学校に学校運営協議会が設置された際には、学校管理規則上、学校評議員の文言が学校運営協議会に変わるという解釈でよいか
- 文化スポーツ課長 全校で学校運営協議会が設置された際には、文言を差し替えるなどの対応は想定されるが、いずれにしても令和7年度の各学校の状況を見てからの判断になると思われる。
- 教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第16号及び議案第17号について、原案のとおり可決することを諮る。
- (「異議なし」と言う者あり。)
- 教育長 議案第16号及び議案第17号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。
- 教育長 日程第4 議案第18号 神栖市神栖みんなのギャラリー使用要項の一部を改正する告示を議題に供し、事務局に説明させ

る旨を述べる。

文化スポーツ
課長

議案第18号について、提案理由、内容を説明する。

教育長

議案第18号について、質疑を求める。

教育長

質疑がないため、質疑を終結し、議案第18号について、原案のとおり可決することを諮る。

(「異議なし」と言う者あり。)

教育長

議案第18号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。

教育長

日程第5 議案第19号 神栖市文化協会事業費補助金交付要項の一部を改正する告示を議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。

文化スポーツ
課長

議案第19号について、提案理由、内容を説明する。

教育長

議案第19号について、質疑を求める。

教育長

質疑がないため、質疑を終結し、議案第19号について、原案のとおり可決することを諮る。

(「異議なし」と言う者あり。)

教育長

議案第19号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。

教育長 日程第6 議案第20号 神栖市教育センターの設置、管理及び職員に関する条例施行規則の一部を改正する規則を議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。

教育指導課長 議案第20号について、提案理由、内容を説明する。

教育長 議案第20号について、質疑を求める。

教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第20号について、原案のとおり可決することを諮る。

(「異議なし」と言う者あり。)

教育長 議案第20号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。

教育長 日程第7 議案第21号 神栖市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。

教育総務課長 議案第21号について、提案理由、内容を説明する。

教育長 議案第21号について、質疑を求める。

教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第21号について、原案のとおり可決することを諮る。

(「異議なし」と言う者あり。)

教育長 議案第21号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。

教育長 日程第8 議案第22号 工事計画の策定について

6 柳川小学校キュービクル更新工事を議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。

教育総務課長 議案第22号について、提案理由、内容を説明する。

教育長 議案第22号について、質疑を求める。

教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第22号について、原案のとおり可決することを諮る。

(「異議なし」と言う者あり。)

教育長 議案第22号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。

教育長 日程第9 議案第23号 神栖市教育委員会職員の分限処分(休職)についてを議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。

【非公開】

教育長 日程第10 議案第24号 神栖市教育委員会職員の退職の承認についてを議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。

【非公開】

教育長 日程第11 議案第25号 神栖市教育委員会職員の人事についてを議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。

【非公開】

教育長 日程第12 諸般の報告について、事務局より報告事項について説明を求める。

教育総務課長 4月の教育委員会行事予定について報告する。

教育長 質疑がないため、諸般の報告を終了する。

教育長 本日の日程についてすべて終了したことを宣言する。
次回の令和6年第4回教育委員会定例会は、4月24日（水曜日）
午後4時00分から神栖市役所5階 501会議室において開催
する旨を伝え、令和6年第3回神栖市教育委員会定例会の閉会を宣言
する。

次回教育委員会の予定

令和6年4月24日 午後4時00分から
神栖市役所5階 501会議室

神栖市教育委員会会議規則14条第2項の規定により署名する。

令和6年4月24日

会議録署名者

教育長 木之内 英一

委員 鈴木 伸洋